

令和2年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第4日）						
招集年月日	令和2年9月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和2年9月18日	9時29分	議長	坂口久信	
	閉会	令和2年9月18日	11時34分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	山口一生	出	7番	田川浩	出
	2番	西田辰実	出	8番	江口孝二	出
	3番	松崎近	出	9番	所賀廣	出
	4番	坂口久信	出	10番	川下武則	出
	5番	待永るい子	出	11番	久保繁幸	出
	6番	竹下泰信	出			
会議録署名議員	1番	山口一生	2番	西田辰実	3番	松崎近
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今田徹		(書記) 針長俊英			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	永淵孝幸	環境水道課長	浦川豊喜	副町長	每原哲也
	副町長	松尾雅晴	農林水産課長	川島安人	教育長	田中照海
	教育長	西村正史	税務課長	安西勉	総務課長	西村芳幸
	総務課長	津岡徳康	建設課長	田崎一朗	財政課長	野田初美
	財政課長		会計管理者	山崎浩二	企画商工課長	
	企画商工課長		学校教育課長	中川博文	町民福祉課長	
	町民福祉課長		社会教育課長	萩原昭彦	健康増進課長	
	健康増進課長		太良病院事務長	井田光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 令和2年9月18日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第2号 平成31年度太良町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第2 報告第3号 平成31年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第3 議案第59号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第60号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第61号 太良町災害見舞金支給条例の制定について
- 日程第6 議案第62号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 決算審査特別委員長の報告
- 議案第63号 平成31年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成31年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 平成31年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第68号 平成31年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第69号 平成31年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議案第70号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第9 議案第71号 令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第72号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第73号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第74号 令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第75号 令和2年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第14 議案第76号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について

日程第15 閉会中の付託事件について

追加日程第1 議案一括上程

町長提案 諮問第1号～諮問第3号

町長の提案理由の説明

追加日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程第3 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程第4 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程第5 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について

追加日程第6 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

---

午前9時29分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 報告第2号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 報告第2号 平成31年度太良町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第2号を終わります。

日程第2 報告第3号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 報告第3号 平成31年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第3号を終わります。

### 日程第3 議案第59号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第59号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。  
質疑の方ありませんか。

○6番（竹下泰信君）

12ページに、負担金補助及び交付金の中で、農業漁業者の継続支援金ということで15万円の分が上がっております。この申込み状況を伺いたいというふうに思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

9月28日の支払い予定までの集計でございますけど、農業につきましては255件、3,825万円、それから漁業のほうにつきましては118件、1,770万円の予定でございます。合計は、373件の5,595万円でございます。

以上です。

○6番（竹下泰信君）

まだ申請をなされていない方は、どれぐらいあると想定しておられますか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

農業につきましては、あと200件程度、あと漁業につきましてはあと60件程度が、マックスで計算したところの残数でございます。

以上でございます。

○6番（竹下泰信君）

その方たちへの周知については、どのように対応される予定でおられますかね。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

引き続き、防災無線による放送とか町報、あとテレビについてやろうかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○9番（所賀 廣君）

最初のほうを見ておりますが、3ページのところで、款11の災害復旧費、これが農林水産

施設の災害と、それから公共土木施設の災害両方合わせて7,516万6,000円ぐらいの補正をなさっておりますが、この内訳をお教え願えますか。

**○農林水産課長（川島安人君）**

水産部門の補助金につきましては、海岸漂着ごみの緊急対策補助金といたしまして59万円がございます。

**○財政課長（西村正史君）**

お答えいたします。

内訳につきましては、14ページを御覧いただきたいというふうに思います。

14ページのほうに、農地等災害復旧費、これが3,090万円、それから次に林道災害復旧費、これが1,380万円。

次のページをお願いします。

次のページに、道路橋梁等災害復旧費、これが1,950万円、次に漁港施設災害復旧費252万円、これが3ページのほうの合計というふうになってまいります。

以上でございます。

**○9番（所賀 廣君）**

これは、7月豪雨に対する災害復旧という意味でしょうか。

**○農林水産課長（川島安人君）**

お答えいたします。

そのとおりでございます。

**○9番（所賀 廣君）**

先日回ったというか、議案調査みたいな形で行ったときに、7月豪雨の災害額、これは大方どれくらいだろうかというふうに聞いたときに、トータルでざっくり約9億円くらいだろうという話を聞いたような記憶がございます。その中から、じゃあ、国が補助してくれる額がどれくらいなのかということでお尋ねしましたら、約半分か6割ぐらいかなという話を聞いた記憶がございますが、そのときの話は、多分建設課長だったと思いますけど、9億円ぐらいというふうに聞いたような記憶がございますが、いかがですか。

**○建設課長（田崎一郎君）**

お答えいたします。

9億円余りというような話は、7月豪雨の災害の被害調査、被害状況ということで議会からお尋ねがあって、提出した額でございます。今回上げている災害の事業費につきましては、その全てを今回専決で上げているわけではございません。まだ、現在、測量調査、設計中でございますので、実際国庫補助に該当するのが幾らになるのかというのも定かな数字は出ておりませんので、これからそういうはっきりとした数字は出てくると思います。したがって、国庫補助の額が幾らかというのも、ある程度の枠で半分ぐらいじゃないかというよう

なことでお答えしたところでございます。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

今度、農業、漁業の方への補助ということで金額が15万円ということになっておりますけど、その前の段階で旅館とか商業の方の補助もあったと思います。それぞれ金額が違うんですけども、金額の決定における推移というか考え方というか、何を根拠に決定をされたのか、お伺いをしたいと思います。

**○農林水産課長（川島安人君）**

お答えいたします。

農業漁業支援金の15万円につきましては、2回目に行いました中小企業の事業者が20万円で行ったので、ほかに農林水産関係につきましては国の補助事業等が予定されているということで、若干の額を減らしたものでございます。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

先ほど所賀議員が質問された災害復旧についてでございますけれども、15ページを見ますと、道路と橋梁等の災害復旧費ということで委託料が600万円上がってしまっていて、重機の借り上げ料ということで1,200万円ほど、原材料費として150万円ほど上がってしまっておりますけれども、これは応急処理ということでよろしいんですかね。それとも、復旧事業まで含めて上がっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

**○建設課長（田崎一郎君）**

お答えいたします。

15ページの委託料、使用料、原材料につきましては、応急処置、大雨につきまして土砂や倒木がかなりの数で出ております。その撤去費に使用料及び賃借料は計上しております。委託料につきましては、その復旧工事に係る、建設業協会とかに委託して測量を行ったり、建設業協会もですけども、コンサルを含めたところで委託を行いたいということで、既に発注しているところでございます。原材料につきましては、重機借り上げに伴った軽微な復旧作業、復旧工事につきまして計上しているところでございます。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第59号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

#### 日程第4 議案第60号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第60号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第60号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり承認されました。

#### 日程第5 議案第61号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第61号 太良町災害見舞金支給条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（田川 浩君）

今回、太良町災害見舞金支給条例が提案されていますけれど、これを見るときに、この前に、以前制定されていた太良町災害弔慰金の支給等に関する条例というのがございまして、これと見比べながら読んでいかないと分からないんですけれど、その前に制定された太良町の災害弔慰金の支給に関する条例では、災害、暴風とか豪雨、豪雪、洪水などの自然災害というのが対象になっていたと思うんですけれど、今回これと違うのが、火災のほうを対象に上がっているということがあると思いますけれど、今回火災のほうまで対象にされたという理由、それは何なのか、いかがでしょうか。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

今回、条例として提案をさせていただいております見舞金条例につきましては、災害救助法や被災者生活再建支援法、これによって被災された方々に対するお見舞金やら、被災に対する再建のための費用というのを手当する法律がございますけれども、それに該当しない人のために見舞金条例というものを制定したものでございます。この条例につきましては、各自治体、県内でも8市4町が、私の確認したところでは制定しているところがございますけれども、その中で火災というものが含まれているところもございましたので、それに倣って、被災をされたのは風水害だけではなく、不測の事態で火災で住むところをなくされた方も対象にしたほうがよいのではないかというようなことで、町長からの意見もありましたので、それも条例として含めさせていただいたものでございます。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

8市4町が制定される中で火災のことも制定されているからということでございましたけれども、それでこの第4条に災害見舞金の額が一応いろいろ設定されております。例えば1番でしたら、全焼したら1世帯当たり10万円と世帯人数に1万円を掛けた金額ということでありまして、これは多分、例えば5人世帯でそこが全焼したならば、10万円プラス5万円、15万円ということだと思っておりますが、(5)番に死亡者というのがありまして、1人につき10万円というのがありますけれども、ここは結局、その前に災害弔慰金のほうで500万円ですか、250万円ですか、ありますので、自然災害で亡くなった場合にはそういうものが給付されるということがありますので、ここについては火災のみというふうに理解していいのでしょうか。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

死亡につきましては、災害弔慰金条例を制定しております、それは国、県からも財源があるものでございます。この条例は、町単独でございますので、国、県のほうからの財源があつて、多額の見舞金が出るというものにつきましては重複支給をしないということで、条例につきましては、災害弔慰金条例の適用外の小さい災害に対してお亡くなりになられた方に対しての見舞金ということで設定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**○7番（田川 浩君）**

それと、この交付の日というのが令和2年4月1日ということに適用がなると思うんですけれども、今回7月の豪雨災害の方々が適用になるのがほとんどだと思うんですけれども、それ以外で、7月まで遡った場合に適用になる事例というのは、予定といたしますか、予測ではあ



るんでしょうか。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

現時点で把握しているところでは火災が1件ございますけれども、令和2年4月1日のほうに遡及適用いたしましたのは、会計年度の基準が年度間で予算を組むことになっておりますので、この年度間で被災をされた方全てを対象にしたいというふうな町長の意向もありまして、そういった形で4月1日遡及という形で提案させていただいているところでございます。

以上です。

**○10番（川下武則君）**

この条例を見ていましたら、金額的に災害にかからない小さい部分と書いてあるんですけど、全焼とか家が流れたとかというのに、かからないということはないと思うんですけど、それで10万円という金額自体が少ないんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどうお考えですか。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

不測の災害に遭われて住むところをなくされたということで、生活再建については多大な経済的な負担が被災をされた方には発生すると思いますが、あくまでも個人の資産でございますので、自治体がそれほど多くのお金を出して、それを復興・復旧させるのには公平性に問題があるというところから、どこの自治体におきましても、どちらかといえば経済的な支援というよりも精神的な支援ということで、市や町はあなたを見捨てていませんと、応援していますよという精神的な支援の意味が強いものだというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

**○10番（川下武則君）**

今担当課長が言った、経済的よりも精神的な面というのはいいことなんですけど、それやったら、それをどこかに書き添えるといいますか、そうやってお見舞いと言うけど、精神的な部分でこうやって町としては支えていくんだという部分を文面に、もし加えるところがあれば加えていただければ、分かりやすくいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

条例の条文につきましては堅い文章になっておりまして、読みにくいというところもあると思いますけれども、第1条のところ、被災された方に対して自立と更生を助長するとい

う堅い表現がございます。これにつきましては条例でございますので、これで御勘弁いただきたいと思うんですけれども、住民の皆様へ広報する際には、議員さんが御提案のように、もう少し分かりやすく、町が応援しますよというような心の込められた広報をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

同じく災害見舞金の支給条例について伺いますけれども、第3条のところ、支給対象となるものについて具体的に書いてあります。具体的に書いてあるにもかかわらず、5項に、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではないという文言がありますけれども、この町長が必要と認める場合の事例はどのようなことを想定されているのか、お尋ねしたいと思います。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

条例で制定する分につきましては、その条例の規定の大まかな大枠としての規程でございます。小さい規程につきましては、個別具体的な事例がいろいろあると思います。実は世帯分離をしていたから、それぞれ例えば被災の見舞金をくれだとか、いろいろそんな個別の事情があると思います。そういうのをことごとく全て条例で制定するのは問題があるということから、個別の事情に基づいた判断については、町長が別に定めるということで規程をさせていただいているところでございます。ですので現段階では、どのようなものが想定されるかというものについては、特段の想定はせずに、様々な事案に対応できるような形で条例を制定させていただいているところでございます。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

そしたら、この条例のほかに、また細かい規程を作るということで理解してよろしいんですかね。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

制定の形式につきましては決定しておりませんが、その内規なり規則なり要綱なり、何らかの形で個別のルールを作っていくというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○6番（竹下泰信君）**

この申請と請求が上がってくるとは思いますけれども、時効についてはどのように考えておられるのか、伺いたしたいと思います。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

それにつきましても、個別の事情によるものと思っております。ただし、予算につきましては単年度予算でございますので、原則的には、年度間の被災に対しては年度内の予算でというふうにするのが妥当であると思っております。

以上でございます。

**○1番（山口一生君）**

第3条の3、世帯主が被災により死亡した場合はというところがあるんですけども、例えば世帯主、親が死亡して、例えば5歳の子供が残された場合でほかに親族とかがいない場合、そういった場合というのは銀行の口座とかもないと思うんですけども、どういうふうに対処をされる予定か、教えてください。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

まれにそういったケースもあると思っております。これにつきましては、条文のほうで書いておりますとおり、災害弔慰金の支給に関する法律第3条というのがございまして、そのところで親族の範囲を決めて、その親族の範囲の中でどなたに支給をするべきかというのを総合的に判断いたして、支給をするというような形になると思っております。

以上でございます。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

**○3番（松崎 近君）**

先ほどの竹下さんとの兼ね合いなんですけど、町長が必要と認めた場合というのが条例案では、ちょうど私は1年ぐらいになるんですけど、結構あるんですよ。それについて、具体的には第8条、一番最後の委任のところ、必要な事項は町長が別に定めると。そうすると、こういうふうな定め方ですと、これをある面で言えばみんなに周知してないと、町長が独断で、ほとんどが専決だからやれることはやれるんでしょうけど、専決で全てできるということにならないのか。まず、県の条例等でそういうふうな決め方、県知事が定めるとか云々が、条文があるのかどうか。私が今まで生きてきた中で法律関係で、例えば内閣総理大臣が定めるというふうな文言は、ほとんど見たことがないんですね。だから、その辺についての考え方を具体的にもう少し、どういうふうな形で町民に周知するのか、どういう考えをお持ちでしょうか。その辺をお聞きしたい。

**○町民福祉課長（津岡徳康君）**

お答えいたします。

町長が別に定めるという文言につきましては、その都度町長がそのときの考えなどで決めるということではございません。町長が別に定めるというのは、町長が適切なルールに基づ

いて、要綱なり内規なり、そんな形で作った上で決めるんだということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○3番（松崎 近君）

細かいことですが、そうすると定めるんじゃないで、定めたものを適用するというふうな文言にならなきゃおかしいと思うんですけど、これは事務局のほうで検討してください。

○町民福祉課長（津岡徳康君）

御指摘につきましては、申し訳ございませんけれども、御指摘のような条文の作り方は私のほうが見たことがございません。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第61号 太良町災害見舞金支給条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第6 議案第62号

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第62号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論がないので、採決いたします。

議案第62号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第7 決算審査特別委員長の報告

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第63号 平成31年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第69号 平成31年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括して議題といたします。

本件は、9月7日に決算審査特別委員会に付託しておりました議案第63号から議案第69号までの7件の議案について、お手元に報告書が提出されておりますので、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案第63号から第67号までの一般会計並びに特別会計4件、議案第68号及び第69号の企業会計2件、合わせて7つの案件を9月14日、15日、16日に審査いたしました。

執行部から町長はじめ関係課並びに議選監査委員の出席を求め、慎重審議をいたしましたので、報告をいたします。

議事の都合上、初日は特別会計4議案と企業会計2議案を、2日目、3日目には一般会計を審査、採決いたしました。

計数につきましては、監査委員の専門的立場で審査、照合され、報告がなされておりますので、本委員会は決算審査の意義であります歳入歳出予算を議決した趣旨と目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、予算執行によって成し遂げられた歳入努力と歳出の工夫によって行政効果や今後の行財政運営上の改善など、予算執行の優劣評価を重点的に審査いたしました。

審査の過程において出されました主な意見としましては、まず後期高齢者医療特別会計及び国民健康保険特別会計については、急速な高齢化と産業の低迷などで保険料収入を確保していかなければならないが、特定健診の受診率アップと特定保健指導を積極的に進めていくことで、町民の健康を維持し、医療費の抑制に努めていただきたい。

漁業集落排水特別会計については、施設の老朽化による補修等も今後増加することが予想

されるため、今後の経営状況を見極めるためのシミュレーションを行い、計画的な施設の更新はもちろん、維持管理費の節減になお一層努めていただきたい。

簡易水道特別会計及び水道事業会計については、給水人口の減少に伴い、配水量も年々減少している。配水管の改良工事や漏水修繕など、有水率や給水戸数などを総合的に判断し、修繕地区の選定を行うなどして計画的な施設の整備を図りながら、中・長期的な運営計画の下、経営の効率化に努めていただきたい。

町立太良病院事業会計については、地域医療を支える中核病院として、入院病床や地域包括ケア病床の利用率増加により経営の改善が図られていた。今後においても、将来を見据えた医師確保対策と、病床利用率のさらなる改善に努めながら、町民に愛される病院運営をお願いしたい。

続きまして、一般会計についての主な意見を申し上げます。

1つ、ふるさと応援寄附金については、本町にとって貴重な自主財源である。前年度と比較し、約2億円の増と大幅な伸びが見られた。国の基準等も厳しくなっているが、今後、太良町をいかにしてPRしていけるかが重要と思われるので、さらなる広報活動を進めて、今後も引き続き寄附金の確保に努めていただくようお願いしたい。

1つ、職員の超過勤務を行う際は、課内での業務調整はもちろんのこと、庁内協力体制の構築及び庁内組織体制の見直し等について検討し、職員の健康管理について配慮するようお願いしたい。

1つ、各種未収金については、徴収率は上がっているが、未収金の金額も増加している状況であり、公平性の観点から慎重な対応、徴収努力を図られたい。

そのほか、委員会中に出された意見については、関係各課において改善や検討などを行ってほしい。

以上が審査過程において出された意見であります。

付託事件、議案第63号 太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第69号 町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上7つの議案について、全会一致をもっていずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

#### ○議長（坂口久信君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

委員長は自席にお戻りください。ありがとうございました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方は、議案番号を言ってから討論をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第63号 平成31年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第69号 平成31年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件に対する委員長の報告は可決及び認定するものです。委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

起立全員。よって、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

**日程第8 議案第70号**

**○議長（坂口久信君）**

日程第8. 議案第70号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

**○5番（待永るい子君）**

補正予算書29ページのネットワーク環境整備委託料と備品購入についてお伺いをいたします。

この内容及び目的についてお伺いをしたいと思います。

**○学校教育課長（中川博文君）**

お答えいたします。

これにつきましては、文部科学省が推奨するGIGAスクール構想に基づき、太良町内の小・中学校のネットワーク環境の整備及び児童1人当たり1台ということで、タブレットを購入するものでございます。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

13ページのほうに、多分これは国からの補助だと思いますけれども、書いてあるんですけども、これの定額というところがありますけれども、この定額ということについての説明をお願いしたいと思います。

**○学校教育課長（中川博文君）**

お答えいたします。

学習用のタブレットにつきましては、文部科学省が1台当たり4万5,000円が上限という形で定めておりますので、今回補助のほうは小学校が274台、中学校が123台、合計の397台の4万5,000円という形で予定をいたしております。

以上です。

**○5番（待永るい子君）**

多分ざっと見ただけでも、補助よりも手出しをするのが大きくなるのかなという、ざっと計算しただけですけど、備品の補助ですかね、国公立ネットワーク環境整備補助金2分の1ということがありますので、それは半分しか補助しませんよということですから、半分は町の手出しということになると思いますけれども、私はずっと議員になってから言っていますけれど、ICT支援のことを。国の方針では4校に1人というのを、太良町だけは1校に1人配置をしてあります。それは、モデル校ということで手厚くされたのかもしれませんが、それからは数年たっております。そういうのにすごく手厚くしている中で、もちろん子供は宝ですから、環境を整備しないといけませんけれども、何かを削って何かを新しく購入するとか、そういうふうな努力が見えづらいとか、そういう面がありまして、もう少しその辺のところを努力されて、補正を出されるのも、どんどん補正を出したら、子供のことから予算を出すという、そういうことじゃなくて、何かを考えていただいて何かを手厚くしていくという、そういう方向をもう少し考えていただけないかなと思って、それについてはどうでしょうか。

**○学校教育課長（中川博文君）**

お答えいたします。

御指摘のICT支援員ですけれども、今回GIGAスクール構想という形で児童・生徒1人1台の端末を導入する予定にいたしております。そういうふうな形で、1人1台端末を導入すると、ICT支援員が1校につき1人いたほうが、当然教職員につきましてもフォローができるということで御理解をいただければと思います。

なお、今回のGIGAスクール構想に伴う児童・生徒1人当たり1台の端末につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生交付金、こちらのほうも頂いておりますので、町の負担は大分軽減されているということで御理解をいただければと思っております。

以上です。

**○7番（田川 浩君）**



同じく今のところを質問しますが、委託料で2,100万円ぐらいのネットワーク環境施設整備ということで、今の答弁にはネットワーク環境整備をしますということだけだったんですけど、もうちょっと具体的な、例えばW i - F i 環境を整備しますとか、これは有線LANなのか無線LANなのか分かんないですので、そこら辺はどうなんですか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

こちらのほうのネットワークの環境整備につきましては、文部科学省が推奨するG I G A スクールの環境という形で、校内LANのLAN配線をカテゴリー6、いわゆる10ギガの回線に変えて、及びそれに対応するアクセルーターとかアクセスポイント、こちらのほうを推奨する仕様に変えるものでございます。

以上です。

○7番（田川 浩君）

では、その有線LANの速さとかを強化していくということによろしいですね。

○学校教育課長（中川博文君）

はい、議員がお見込みのとおりでございます。

○7番（田川 浩君）

それで、先ほど、その下のタブレットを買うという台数なんですけれど、先日町長のほうで説明されたパソコン端末の台数とちょっと、さっきのと違ったように私は思うんですけど、町長の説明では小学校で304で中学校で146台とあっていたんですけど、それはどっちが本当なんですか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

先ほど待永議員にお答えしたのは、補助の内訳ということで、補助のほうが小・中学生の生徒対象のみという形になっておりますので、その分をお答えいたしました。購入の台数につきましては、町長が述べたとおり、小学校304台、中学校146台、合計の450台。

なお、これは、補助対象以外に教師用等も購入したいということで、この台数になっております。

以上です。

○7番（田川 浩君）

分かりました。

それと、これまでも多分生徒さんの使うタブレットというのはあったんじゃないかと思えますけれど、それをどうするのかということと、それを一旦白紙に戻してこっちに切り替えるのかということと、今度新聞に載っていましたが、これに関しましては、佐賀市、唐津市、神崎市、それと太良町の4つの市町のほうで共同調達をするということだったんです

けど、これについての経緯とそれについてのメリット、それについてお聞かせください。

**○学校教育課長（中川博文君）**

お答えいたします。

1点目の今あるタブレットはどうするのかということですが、既存タブレットはそのまま使いたいと思っております。なぜかという、GIGAスクールの補助対象につきましては、児童・生徒の3分の1は自前で整備してください、あと3分の2が対象になりますという形になっておりますので、今現在小学校90台、中学校も90台、合計180台整備をいたしておりますけど、この分も合わせて児童・生徒1人当たりになるという形になります。

2点目の共同購入ですが、先ほど議員が御指摘のとおり、佐賀市、唐津市、神崎市、太良町が県の共同購入という形をお願いをいたしております。これにつきましては、県のほうから、共同購入をするから、希望する市町村については申込みをという形で7月上旬にありました。それで、そのときに申込みがあったのが佐賀市、唐津市、神崎市、太良町という形で、今のところ3市1町という形になっております。メリットといたしましては、大規模購入という形になりますので、少し購入単価が下がるんじゃないかということを期待いたしております。

なお、台数につきましては、佐賀市が1万3,246台、唐津市が1万969台、神崎市が1,976台、太良町が450台、合わせて2万6,641台を県のほうで共同調達という形をお願いしているところでございます。

以上です。

**○8番（江口孝二君）**

補正予算書の28ページの防災費についてお尋ねします。

7月6日の集中豪雨により、我が太良町では甚大な被害を受けました。一般質問でもあったように、多良川下流域では特にひどく、栄町地区では床下が17戸、床上15戸と甚大な被害を受けました。被害を受けた多良川の復旧には、いまだにめども立っておりません。今後、台風等による二次災害の危険性も地域住民は特に心配しております。

そこで、住民の不安を解消するために、多良川の下流域に防災カメラの設置をお願いしたいと要望します。ケーブルテレビ、皆さん御存じだと思いますけど、12チャンネル、あの中に1枠空きがあります。あそこの中で多良川の状況が分かれば、夜でもあえて見に行く必要もなく、危険性もなくなると思います。そして、設置費については1か所50万円程度で設置可能ということを私は確認しておりますので、町長、答弁をお願いします。

**○町長（永淵孝幸君）**

お答えいたします。

議員御案内のとおり、多良川の状況等々が分かるようなカメラは必要じゃないかということで、以前から話してはおりました。しかし、防犯カメラも設置するようにいたします。そ

れに合わせながら、いろいろ工夫してそういった状況も見れるような形にできないかなという思いがいたしております。今議員御案内のケーブルテレビに空きがあるというのは、私も見て分かっております。太良は1か所道越のほうが入っておりますけれど、ですから、そこらは、私は料金は分らんやっただですけど、50万円ぐらいというようなことですので、検討させていただいて、できるだけ前向きに、50万円ぐらいだったら町民さんの安心・安全を考えた上ではいいんじゃないかという思いもいたしておりますので、そこは検討して設置、そこに入れてもらうようなお願いをしてみたいと考えております。

以上です。

#### ○8番（江口孝二君）

現在、気象状況が変わって、甚大な大雨等が降るような状況でもありますし、できれば私は、今回この分が補正で上がったとかなという期待もしておりました。だから、12月の議会でもいいですので早急に、そして多良川に限らず、人口が密集している糸岐川流域とか大浦のほうにもありますけれど、そういうところを随時してもらって、藤津ケーブルさんに確認したら、1つのマスの中で2か所ぐらいは映されると、費用は幾らかかかるかもしれませんが、5秒置きに多良川、糸岐川と、そういうこともできるということですので、早急な対応をお願いします。

#### ○町長（永淵孝幸君）

多良川に限らず、糸岐川もそういった不安を持たれると思いますので、一緒に合わせて藤津ケーブルのほうと交渉しながら検討していきたいと思います、設置のほうですね。

以上です。

#### ○1番（山口一生君）

質問として戻るんですけど、先ほどのタブレット端末の購入についてです。

これは、何百台か購入されて、耐用年数というか、どれぐらいの期間、買ったなら使えるのかということと、あと保守の費用、買った後に年間どれぐらいの保守費用がかかるかというのを教えてください。

#### ○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

まず、耐用年数ということですけども、今回備品購入費で購入いたしておりますので、基本的には壊れたらとは思っておりますけれども、一応償却というか、試算上は5年だというふうに考えております。

保守費用につきましては、ICT支援員とかが学校におりますので、そちらのほうで保守等は行えるものという、PC端末の保守はそちらのほうでお願いできるものという形で考えております。

以上です。

○1番（山口一生君）

そしたら、例えば端末の破損とか、そういったものはカバーしないということになるんですかね。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

当然、子供たちが使うものですので、落としたりということで破損は考えられるというふうに思っております。それで、今回450台合わせて購入いたしますけども、そのうち20台程度は予備という形でストックをさせていただいておりますので、その分で回していければというふうに考えております。

以上です。

○1番（山口一生君）

基本的に壊さないように使ってねと子供たちをお願いするということで理解をしました。

そういったタブレットとかを使う場合に、学校ではもちろんインターネットにつないでるので使えると思うんですけども、家庭でまだインターネットを引いていないとか、Wi-Fiの環境がないというケースもあると思うんですけども、そういったところに対して何かしらの手だてをするのか、もしくは基本的に家庭では使わないというような活用の仕方になるのか、どちらか教えてください。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

各小・中学校の家庭でインターネット等ができないという形で把握いたしておりますのが、小・中学校合わせて大体14.6%ぐらいはいるんだろうという形で今把握をいたしております。それで、それに対する対処法ですけども、基本的に文部科学省は持ち帰り等は推奨いたしておりますので、今後そちらのほうは検討いたしたいと思っておりますけども、基本的には、各家庭でインターネット環境については整備をいただきたいというふうに原則は思っております。ただし、コロナ等で臨時休業せざるを得ないというときにつきましては、Wi-Fiルーターの貸出しというのは検討していきたいと思っております。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

補足します。

今、議員御案内のとおり、コロナとか、こういうあれがあつて、家庭で使えるというふうな状況に整備せんと、学校だけでは意味がないと思います。それは、実は先月やったですか、GM21というて県の知事が入ったの会議がございます。その中で、私も要望いたしました。全部整備を家庭でもらうとなれば、家庭に対してもかなりの負担がやってくると。通信費もかかると。そういったことがありますから、県も文科省辺りにそこら辺の整備費用辺り

は見てくださいという要望をまずしてくれんですかと。市町もそういった対応をしていかにかいかわけですから、せつかくそういった整備を、タブレット等を整備しても、うまくそれが活用できないなら意味がないじゃないですかという要望をいたしております。それで県のほうも、我々もその辺は国のほうにも要望していきますというようなことです。ですから、できるだけ家庭で使えるような環境に整えていかにかい意見がないと思っておりますので、そこら辺は、もしもできないとすれば、町のほうでも少し支援をしながらやっていく必要もあるのかなという思いはいたしております。それはまだ決定的なものじゃございませんけれども、そういった担当課とも学校あたりも協議をして、そういうふうにしていきたいなと思っております。

以上です。

#### ○10番（川下武則君）

27ページに畑田団地の駐車場の整備といいますか、また遊園地を潰して駐車場を増やすといえますか、それと亀ノ浦地区の団地内道路の整備ということで載ってるんですけど、これは前に私たち議員で、建設課長と一緒に見させてもらったんですけど、一方通行の道路にする部分とはまた別の部分なのか、それで畑田のパレットのところも一緒ですけど、どうしてもしこうやって駐車場とかなんとかが不足してくるといいますか、そういう部分も含めて、もしよければ大浦の定住促進のところも、まだ権現山のほうがずるっとかなり土地もあるんで、そこを今のうちに町のほうで買っとって駐車場スペースを確保しておく、後で多分使えるようにしたりとか、多分公園みたいなのをちょこっとするようになっていところを駐車場にして、そっちのほうを公園に使うとか、そういうことも考えられると思うんですけど、どうでしょうか、建設課長。

#### ○建設課長（田崎一郎君）

お答えいたします。

畑田団地駐車場整備事業、まずはこれについてですけども、これにつきましては、畑田団地住宅の住民さんから今年の頭ぐらいに、駐車場が不足しているということで、遊園地のスペースを駐車場にできないかというような要望がございました。それにつきまして、うちもアンケートを採ってみました、畑田住民にですね。そしたら、94%の方が駐車場にしてくれと。今現在、駐車場が実際に世帯数に対して1台ちょっと、数%、1台ぐらいの割合であるんですけども、現状として町道のほうに路上駐車をされていると。大変危険な状態にあります。それで、そういう要望がありまして、アンケートを採って、94%の住民回答で駐車場にしてほしいという結果が出ておりますので、それに向けて駐車場整備をするということで計上させていただいております。

それと、亀ノ浦地区定住促進住宅整備事業を補正しておりますけども、これには議員さんたちに事前に説明していた、手前の道路のロータリー化をするという事業は含まれておりま

せん。その事業については、道路改良事業、建設課のほうですね。道路改良か道路維持、そちらのほうで整備をしていきたいと思っております。

亀ノ浦定住促進住宅、今回建設するわけですけれども、この建設計画の中には世帯数の駐車場の戸数しか整備はするようには計画しておりません。といいますのも、スペースも限られた中で最大限の世帯戸数を建築するというような目的もありましたし、駐車場としましては、今回の予定地の手前に学校用地で整備した駐車場もございます。それと、町民センターの駐車場もございます。2台目以降とか来客については、そちらを利用していただきたいと。まずは、そういった計画で考えております。

権現山のほうにも用地があるということですが、あそこも地質調査をやって、あそこが安全だということなので今回の建設に至っているわけですが、現状の地形があって安全があるというような地形をしておりますので、権現山のほうを今後整備していくというのは厳しいものがあります。

以上でございます。

#### ○10番（川下武則君）

権現山のほうを整備するというよりも、もしどうしても駐車場が不足したりとか、また今後いろんなことをするにおいて、今も一緒なんですけど、竹山になってしまっているといいますか、少し雨が降ったり風が吹いたりしたら、すぐに竹が、何回も来て切ったり片づけたりしにゃいかんといいますか、そこら辺もあるもんやけんが、町のほうで、もし買い上げができるんだったら少しでも買っとってもらって、いつでも自分たちで、一々地主さんに言っでするんじゃないですけど、使い勝手のいいようにしとったらいかがかなというふうに思ったもんですから、その質問もしたところです。そうやって断面を切り崩したりとか、いろいろするのが不可能であれば、そういうこともまた考えていただければというふうに思います。

#### ○6番（竹下泰信君）

32ページの災害復旧費についてお尋ねしたいというふうに思います。

これにつきましては、一応町長の専決事項の中で1,950万円ほどの補正をされまして、2次補正というか、それに続いてまた補正がされています。この1,950万円の町長専決事項と一緒に補正ができなかったのかどうかを伺いたいと思います。

#### ○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

専決事項でお願いした分と一緒にできなかったのかということですが、この分につきましては、どうしても職員数も足りませんし、調査をしているんですが、専決をお願いした後に発覚した災害箇所というのも随分あります。それに合わせて委託料も組んでおります。重機借り上げ料も相当な額で専決補正をお願いしていたわけですが、それを上回る、私

たちの想定を上回る被災でございました。それに従いまして、また補正をお願いしたいと。災害ですので、対応せざるを得ません。それで、今回また専決後に発覚した災害に対応するための費用を上げさせていただいております。

以上です。

#### ○6番（竹下泰信君）

町長の説明、提案理由の中でも、いずれも7月上旬の災害による補正というようなことがありましたので、そういう同じ時期の補正であるならば、1回で補正した方がいいんじゃないかなろうかというふうに感じたもんですから、質問をしました。

この道路の災害調査の委託料につきましては、3河川等9か所ということで提案理由がありましたけれども、この内容について伺いたいと思います。

#### ○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

河川につきましては、9か所ですね。多良川1か所、糸岐川1か所、小谷川5か所、流矢川2か所の合計9か所でございます。この河川につきましては、かなり難しい災害復旧についての構造計算やらが、我々職員の知見を超える構造計算等が必要になってきますので、コンサルに委託するという事で500万円を計上しているものでございます。

以上です。

#### ○7番（田川 浩君）

すいません、27ページの先ほど川下議員のほうより出ました住宅建設費ですけれど、亀ノ浦地区の定住促進住宅整備事業ということで、道路の整備ですとか外構の整備が上がっておりますけれど、それとはちょっと外れますが、昨日見てきましたけど、大体外観のほうも割と出来上がってきていて、スケジュールからいうとそろそろ入居者の募集を始めて、年度内に一応完成をしてと。それで来年の4月から入居になると思うんですけど、募集をいつからやるのか、それと募集の方法、チラシをまくとか、いろいろあると思いますけど、その辺については現在のところどう決まっているのか、いかがでしょうか。

#### ○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

12月末の完成に向けて、今建築本体工事をやっているところでございます。この建設につきましては、事前からずっと説明しておりますけども、以前説明した中では、10月ぐらいから募集をかけたいというような答弁をしておりました。10月という設定をしたのは、パレットたら、畑田地区の定住促進住宅ですけども、そこを募集したときが10月ぐらいに始めているということで、10月をめどにということで発言しておるところですけども、今回は12戸、パレットたらの場合は40戸で初めての事業ということで10月から、早めに始めたところでございました。今回は12戸です。軒数的にも少ないんですけども、一応10月ぐらいから募集を

かけたいと思っております。内容につきましてもまだ詰めておりませんので、これから募集前までにそういうところも、募集対象者とか、どういう人が対象者とか、家賃が幾らとか、そういうのは募集前に詰める必要がありますので、若干そこら辺のスケジュールが押してくる可能性もありますけども、4月の入居に向けて、余裕のある段取りで進めたいと考えております。

以上です。

#### ○7番（田川 浩君）

今の答弁によりますと、10月ぐらいから募集を始めたいということでした。

それで、1つお願いがありますけれど、先日決算委員会の折に、太良町のホームページのトップページに移住・定住についてのアイコンがないと。ぱっと見て、移住というところがないと。押せてぱっと出てくるところがないと。例えば、近隣市町は全部ありますので、そういうのを対応してくれないかということで私が申し上げましたところ、もう既に対応してあります。移住・定住というアイコンができておりますので、そういうところにもその内容をリンクさせてもらいたいと思っております。

それで、最後に聞きますけど、前の議会ですかね、この亀ノ浦地区定住促進住宅ということと呼んでいますけれど、パレットたらのように、また違う名前をつけたいと担当課長がおっしゃっていましたが、それについては今どうなっているのか。

#### ○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

サブネーム、パレットたらみみたいな親しみのある名前を考えたいということでお答えいたしました。内部的にはもう確定しております。まだ、今の段階で発表は控えたいと思っておりますけども、確定しておりますので、発表できる段階になってから発表したいと思っております。

以上です。

#### ○10番（川下武則君）

すいません、関連ですけど、すいません、ついでみたいな感じで非常にうまくないんですけど、今回大浦のほうができたら、この次に定住促進の部分で町長がどういうふうにお考えなのか、それを聞きたいなど。もしよければ前向きな話を、また状況を見て作るとか、そういうことも含めて考えていらっしゃるのかなと思って質問しております。町長、よろしくをお願いします。

#### ○町長（永淵孝幸君）

今回、この大浦のほうの応募状況等を見て、まずそこら辺は考えていきたいと。しかし、太良町にはこういう住宅は少ないので、もう少し民間の町内の事業者さんたちがいろいろやってもらえれば助かるんだけどなという思いはいたしております。ですから、土地は確保するにしても、作るには、単独でやるにはかなりの経費がかかります。P F Iという形でパレ



ットをやったような形で、できれば町内の有力な事業者さんたちがまとまって作っていただければ幸いなんですけれども、そこら辺を含めて、これは冗談じゃなくてお願いをしていかんやいかん分もあるのかなど。だから、今ほかの町外の業者さんあたりにも、パレットやらをやっています鹿島の中島建設さんあたりにも話はしております。しかし、町独自となれば、なかなか考えなくちゃいけないと。ですから、今回の募集状況を見て考えていきます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第70号 令和2年度太良町一般会計補正予算（第7号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時47分 休憩

午前11時2分 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第71号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第71号 令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第71号 令和2年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第10 議案第72号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第72号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第72号 令和2年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第11 議案第73号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第73号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第73号 令和2年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第12 議案第74号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第74号 令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（川下武則君）

この前、決算委員会のときの話で、古いところをずっとやっていくという話があったんですけど、そのときに今度は喰場地区というふうな話で5年も6年もかかるということやったんですけど、もしよければ、私も委員長をしとったけん、あまり言えんやったけんばってん、もう少しスピード感といいますか、予算を増やしてでももうちょっとできないもんかな、どがんかなと思って。技術的に難しいものなのか、予算的に難しいものなのか、そこら辺をどういうお考えか、聞きたいんですけど。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

先ほどの件につきましては、決算委員会でも御指摘を受けて、うちの計画としては喰場を五、六年かけて、1か所ずつ集中的にして、その後に里とか蕪田とかを行うように計画していますということで答弁しておりました。その後、上司と協議しまして、できれば来年度から、今のところはうちのできる範囲、予算のできる範囲ですということを基本的に考えておりましたので、そういうふうに予算も限られていますので、そういうふうな考えでございましたけど、来年度、新年度の予算ではなるべく、一般会計からもしお金も幾らかでももらえればそういうこともできますので、そういうことを今後また検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

ぜひ、来年度から6年の分を3年でぐらいの気持ちで、町長、新年度に予算を組んでもらってしてもらえればというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

決算委員会でもお話ししましたけれども、あまり長くかかっても、その住民の方も困られるでしょうから、うちの一般会計のほうから繰り出しをしながら対応していきたいと。

だ、うちの財政状況も勘案しながらやらないかんわけですから、全て一般会計をどんどん出すというわけではないですけども、そこら辺は考慮しながら対応していきたいと思います。  
以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○1番（山口一生君）

先ほどの質問に重ねてなんですけど、例えば今現在の技術というか、水道管を替えた場合、耐用年数というのは何年ぐらいになってるんでしょうか。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

水道管の種類にもよりますけど、基本的にはおおむね40年を耐用年数と私としては考えております。

以上でございます。

○1番（山口一生君）

40年ということで、かなり長期にわたって使えるのであれば、早期に有収率というか、そういうところを上げてメリットはあるんじゃないかなと思うので、その辺りも勘案して今後よろしくをお願いします。

○環境水道課長（浦川豊喜君）

お答えします。

先ほどの川下議員の御質問でもありましたように、今まではそういう特別会計ですので、あくまで私らは収入をもってするのですから、限りがあったんですけど、財政のほうとも御相談しまして、新年度からそういうふうにできれば、なるべく早めにお金を入れ込んで、更新とかができるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第74号 令和2年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第13 議案第75号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第75号 令和2年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第75号 令和2年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

##### ○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

#### 日程第14 議案第76号

##### ○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第76号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

##### ○9番（所賀 廣君）

支出の欄、病院の4ページになりますが、医業費用の中で給与費ほかで1,251万円ほど補正からなさっております。この中に、医師給で489万6,000円というふうになっていますが、これは誰の分かというのと、この内容を説明していただきたいと思います。

##### ○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今回の給与費の補正ですが、内科の医師1名分になります。給与費は、基本的な医師給というところは基本的な給与、それ以下の部分は手当的な部分となります。

以上です。

##### ○9番（所賀 廣君）

この給与費なんですが、先日の決算委員会のときの資料を見てみましたら、費用の中で、

この医業費の中の給与費が30年度と比べて0.7ポイントほど安くはなっていました。ただ、パーセントが下がった要因としては、入院の収益がぐっと伸びていたという背景があつたことだと思いますが、この給与費の占める割合が入院収益を上げれば当然下がってくるわけですが、収益のほうで、今年度4月から8月まで5か月ほど経過したわけですが、当初のもくろみ予算どおりにうまく医業収益、入院収益のほうが流れているのかどうか、収益の面でそこをお尋ねしたいと思います。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えします。

まず、1点目の人件費率の件だと思うんですが、前年よりは若干回復はしておりますが、63%前後だと思います。そのくらいで推移しています。これは、以前からもう少し下がらないかということよくお話が出ていますけど、現状このくらい、以前から言っている退職手当組合、そういったところの兼ね合いがちょっとあるというところがあります。

それと、今年度になってからの収入の状況でありますけど、コロナの状況、そういったところで、実際入院患者の受入れ、当院では新型コロナウイルス患者陽性者の受入れ協力病院になっておりますので、そういった病床を確保しなければいけないというのが1点あります。それ以外にも、全国の病院、どこの病院も3割減ぐらいで本年度は推移しているような感じですが、いろんなところでそういったデータが取られておりますけど、当院も、3割までは行きませんが、実際減少はしております。前年比にしまして、4、5、6、7月末までの時点で前年比収支が1,900万円ぐらい落ちています。そういった状況です。

以上です。

**○9番（所賀 廣君）**

先ほど、事務長の説明で、コロナの感染者があつた場合の受入れ病床、これが余儀なくされるのが10床ぐらいというふうに聞いておりましたが、もしこれを間違いなく確保することになった場合の国の補助ですね。どうしても病床を空けるということは、ほかの患者さんの受入れができない場合も当然想定せんばいかんと思うわけですが、そうしたときの国の補助というのはどのようになっているのでしょうか。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えします。

現在、補助金に対しての作業をいろいろ調べながらやっているところで、8月末に県のほうから説明を受けております。当院が確実に2床は受け入れますというふうに報告はしております。その2床を確保するために安全な区域を確保していかなければいけなくなって、10床近く潰す必要は出てきます。その10床を潰した部分まで保障ができるのかというのは、今県に問合せをしております。それで、1床当たり幾らかということなんですけど、重症度によって金額が定められております。うちの病院は、すいません、正確な数字は今持ってき

ておりませんが、幾らという単価は決まっております、確実に2床掛けるの単価、それと  
本院が受入れ医療機関に指定された日から、取りあえず9月末までの病床の稼働日数を掛け  
た金額は、補助としていただけるようになっております。まだはっきりとした数字を出して  
いませんので、今後その辺は確実に補償はされていくものと考えております。

以上です。

#### ○8番（江口孝二君）

補正予算書を今回提出されたわけですけど、聞くところによりますと、採用される医師は  
6月から勤務されていると聞いております。それであるならば、6月で提出できなかったの  
か、またその間専決等もあったのに、何で今まで引っ張ってきたのか、まずそれが1つ。

それと、この提案理由の説明の中に、医師を1人確保すれば1,251万円増えますというこ  
とを書いてありますけど、お医者さんが増えたら、その分の金額は実際収入として増えるの  
か、どのようなことを根拠に言われているのか、お尋ねします。

#### ○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際に6月から採用しております、最終的に決定したのが5月末で、まず通常の6月の  
補正というわけには、間に合わなかったというのと、専決をするべきだったかというのが、  
すいません、私の勉強不足なんです、一応年度の予算として医師の給料は現状まだありま  
すので、その範囲内でまだ支払いができていたというところで、そういう理解で私のほうは  
専決をする必要は、すいません、あったのか、なかったと思って今まで処理をしておりませ  
んでした。

それと、医者が1人増えたからといって内科が増えるのかといった、そこは、すいません、  
はっきり内科が増えたから何人の患者が増えた、どれだけの収入が上がるというのは、はっ  
きりは言えませんが、そういったのを願ってそこを補正、人件費分は補正をしているという  
ところになります。どうして国保とかのところを上げているのかというところは、高齢者の  
人口が多い、入院患者に対する高齢者人口の比率が多いというところで、国保と後期高齢者  
のほうで補正をさせていただいているところです。

以上です。

#### ○8番（江口孝二君）

時間的余裕がなかったという答弁だったんですけど、6月議会の追加議案として提出もでき  
るわけですよ、する気があれば。6月には、電話が緊急に壊れたからと言うて提出されて  
おります。そういうことを片やしとって、こういうことはせん、言われた給与費等があるか  
ら、それを使うまではせんでいっちょこうって、そういうふうに私は聞こえました。だから、  
町のほうでも一緒ですよ。もともとあるから、ここに来るまでは使いましょと。議会軽視  
じゃなかですか。そこら辺は、総務課長、どう思われますか。

**○総務課長（田中照海君）**

お答えいたします。

総務課のほうでも、職員の人件費につきまして、例えば6月、例えば9月ということで議員の御心配のきちっと補正の時期にすべきではないかという、そういうことでございますけれども、どうしても今現状として、例えばいつまでに計算すれば6月補正に間に合うとか、そういう感じでぎりぎりまで検討いたしますけれども、どうしても当初予算で組んでいる分間に合うのでということをやっているのが現状であります。病院のほうにつきましても、一般会計のほうのやり方として、現在そのような形でやっているんだということ認識しております。

以上です。

**○8番（江口孝二君）**

再度事務長にお尋ねしますが、今現在何人おって、何のために人を増やしたのか。その説明ですよね。私が、当初どうしても小児科の医師を確保してくださいと何回も言いましたけど、それはできませんと。それで、簡単にできるものはすつとかと、人間は通常何名おられたか知りませんが、それでできたやなかろうかなと。あえて採用することはなかったんやなかろうかなという気持ちがありますので、そこら辺はどういうことですかね。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えします。

今回、内科の医師を確保しております。常勤で全部で8名となっております。議員さんがおっしゃるとおり、今余剰じゃないかと、そういったことかもしれませんが、今、内科の一番高齢な医師が79歳になります。今後のことを考えたら、医者がうちに来てくれるという状況、そういった情報があるときに採用をしておかないと、すぐすぐ必要になったから、あしたから来てくださいますんで、まず言えませんので、そういった人を探すようなルートも持っておりません。だから、チャンスと考えると、そういった話があるときは今後の数年を考えて採用していく必要はあると思います。それと小児科のほうですが、小児科で採用しないと言っているわけではなくて、小児科の休診の土曜日であるとかの日に大学からの派遣をお願いできないかというのは、随時大学のほうとも協議はしているところです。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

ほかに。

**○2番（西田辰実君）**

今、太良町の病院は、内科とか外科とか小児科とかありますけれども、一番採算といいますか売上げといいますか、収入が多いのは外科だと思いますが、いかがでしょうか。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**



お答えします。

外科というか、整形外科が一番売上げは多いです。患者数もちろん多くて、入院の患者数に対する整形外科の割合というと、7割程度整形外科の患者さんが入院されています。

以上です。

**○2番（西田辰実君）**

先ほどからもありましたように、内科の医師を1人採用されておりますけども、もっと整形外科のほうを増やしたほうがいいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

**○太良病院事務長（井田光寛君）**

お答えします。

もちろん整形外科のほうの増員というのも考えてはおりますが、そこも院長が整形外科で大学のほうの医局と十分関係しておりますので、そういった話をしてもらっているところではあります。そういった中で、昨年から火曜日の午後に大学から、午後の枠がどうしてもうちの常勤2名は手術に入っておりますので、午後整形が診れないので、火曜日の午後だけ一応昨年から派遣をさせていただいたりとか、少しずつでもそういった、なるべく診療できる時間を増やす努力はしているところです。

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論ないので、採決いたします。

議案第76号 令和2年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（坂口久信君）**

起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第15 閉会中の付託事件について**

**○議長（坂口久信君）**

日程第15. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

#### 追加日程第1 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 議案一括上程。町長提案理由の諮問第1号から諮問第3号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、令和2年12月31日をもって任期満了となる待永博人氏の後任として、岡山千晶氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規程に基づき、議会の意見を求めるものであります。

住所は、太良町大字多良1999番地、生年月日は平成2年1月16日です。

なお、任期は令和3年1月1日から令和5年12月31日までであります。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、令和2年12月31日をもって任期満了となる澤純滋氏の後任として、安西修氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規程に基づき、議会の意見を求めるものであります。

住所は、太良町大字大浦丁1434番地、生年月日は昭和31年7月21日です。

なお、任期は令和3年1月1日から令和5年12月31日までであります。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本案は、令和2年12月31日をもって任期満了となる中島康子氏の後任として、松江勝己氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規程に基づき、議会の意見を求めるものであります。

住所は、太良町大字糸岐1058番地、生年月日は昭和23年10月4日です。

なお、任期は令和3年1月1日から令和5年12月31日までであります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

#### 追加日程第2 諮問第1号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、本諮問は異議がないものと答申することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

#### 追加日程第3 諮問第2号

○議長（坂口久信君）

追加日程第3. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、本諮問は異議がない旨答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

#### 追加日程第4 諮問第3号

○議長（坂口久信君）

追加日程第4. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補の推薦について、本諮問は異議がない旨答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

#### 追加日程第5 意見書第1号

○議長（坂口久信君）

追加日程第5. 意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第1号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条の第2項の規程により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

意見書第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

#### 追加日程第6 意見書第2号

○議長（坂口久信君）

追加日程第6. 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第2号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規程により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを御承認願います。

お諮りいたします。本定例会中に議決されました議決事件の条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で本定例会に付されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和2年第4回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。

午前11時34分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 山 口 一 生

署名議員 西 田 辰 実

署名議員 松 崎 近